砂川市立病院附属看護専門学校履修規程

（目的）

第１条　この規程は、学則に定めるもののほか、授業科目の履修、単位、試験及び卒業等の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

（履修方法並びに単位 ・時間数 ）

第２条　学則第１６条に定める授業科目のほか、実施する課程を全て履修しなければならない。

２　講義及び演習については 15 時間から 30 時間、実験、実習及び実技については 30 時間から 45 時間、臨地実習については 45 時間をもって１単位とする。

３　学則別表（第 16 条関係）に示す科目は、教育計画進度表にしたがって履修しなければならない。

４　学則第２２条第２項により、 学則別表（第 16 条関係）の科目履修において、教育計画進度表に示す関連科目の単位を修得しなければ、履修できない科目を原則として次のとおり定める。

分野	区　分	履　修　科　目	先　行　科　目
専門Ⅰ	基礎看護学	基礎看護学実習Ⅰ	
		基礎看護学実習Ⅱ	
専門Ⅱ	成人看護学	成人看護学実習Ⅰ	１年次開講科目全て
		成人看護学実習Ⅱ 成人看護学実習Ⅲ	１年次開講科目全て
	老年看護学	老年看護学実習Ⅰ	１年次開講科目全て
		老年看護学実習Ⅱ	２年次開講科目全て
	小児看護学	小児看護学実習	２年次開講科目全て
	母性看護学	母性看護学実習	２年次開講科目全て
	精神看護学	精神看護学実習	２年次開講科目全て
統合分野	在宅看護論	在宅看護論実習	２年次開講科目全て
	看護の統合と実践	看護の統合と実践	２年次開講科目全て

（評価及び評価基準）

第３条　評価は、筆記試験、レポート、口答又は、実技試験、実習その他適宜な方法により行なうものとする。

２　学科試験は、各学期末または科目の所定の授業終了後行なうものとする。

３　臨地実習の評価は、実習指導者との協議の上、当該実習担当教員が総合的に判断して行う。
但し指定された記録物が、期日に提出されなければ不合格となる場合がある。

４　評価を受けなかった場合は、当該科目の履修は無効となる。

５　成績の評価は、100 点満点とし、表で示す基準により評点が 60 点以上であった場合、合格となり、評語 A・B・C で評価する。59 点以下は不合格となり、評語は D で評価する。

判　定		合　格				不合格
評価	評点	100～90	89～80	79～70	69～60	59 以下
	評語	A	A	B	C	D
GP（後述）		4	3	2	1	0

６　授業科目の Grade Point（以下 GP）の平均値 Grade Point Average（以下 GPA）は学修への取り組みを質的に把握するための指標である。前項の成績評価に対して、GP を設定し、授業科目の GP の平均値 GPA を算出する。

（1）GPは、Aを4点及び3点、Bを2点、Cを1点、Dを0点とする。
（2）GPAは、GPと単位数の積の総和を単位数の総和で除し、小数第2位を四捨五入し、小数第1位までを表示する。
（3）GPA算入対象科目は、学則第16条関係別表にある授業科目とする。ただし、学則第21条に定める認定された入学前の既習単位はGPA算入対象外とする。
（4）算出されたGPAの目安

GPA	総合評価
3.5～4.0	大変優秀な成績
3.2～3.4	優秀な成績
1.6～3.1	平均的な成績
1.0～1.5	努力を要する成績
0～0.9	より一層努力を要する成績

（評価資格）
第４条　原則として各科目の授業時間数の３分の２以上出席しなければ評価を受けることができない。
２　病気その他やむを得ない理由により前項に定める時間数に満たない者は、当該科目の担当教員が成業の見込みがあると認め、かつ学校長の承認を得た場合に限り、補習（講義のみ）又は追実習を行い、評価を受けることができる。
３　前項の欠席がやむを得ないと認められるのは、おおむね次の理由とする。
（1）病気（医師の診断書を要する）
（2）交通事情（交通機関の事情説明書等を要する）
（3）2親等以内にある親族の葬儀等弔事（保護者又は保証人の説明書等を要する）
（4）災害等不測の事態
（5）その他学校長が特別に欠席を認めた場合
（追試験・追実習）
第５条　病気その他やむを得ない理由により、学科試験又は臨地実習を欠席した者が、追試験又は追実習を受けようとする場合、追試験又は追実習願により学校長の承認を受けなければならない。
２　前項の欠席がやむを得ないと認められるのは、当該規程、第4条第3項の理由とする。
３　実習施設・実習期間などの要件が整わなければ、同じ年度において追実習を受けることはできない。
４　追試験・追実習の成績は、取得した点数を基本とするが、その上限を80点とする。
（再試験・再実習）
第６条　再試験・再実習は、定期試験又は追試験、臨地実習又は追実習において不合格となった者に対して当該科目について原則として１回に限り行なうものとする。
２　再試験・再実習を受けようとする者は再試験・再実習願いに受験料を添えて、所定の期日までに学校長に提出し、承認を受けなければならない。
３　受験料は、１科目につき再試験は3,000円、再実習は10,000円とする。
４　実習施設・実習期間などの要件が整わなければ、同じ年度において再実習を受けることはできない。
５　再試験・再実習に合格した者についての当該科目の評点は60点とする。
（既修得単位の認定）
第７条　学則第２１条に定める単位の認定を受けようとする者は、学校長に単位認定の申請をしなければならない。
２　申請に当たっては以下の書類を提出する。
（1）既修得単位認定申請書（別紙様式）
（2）単位修得証明書（授業科目・時間数・単位修得数を証明するもの）

（３）単位修得時の教育課程（教育内容を示すシラバス）

３　申請期間は、入学から２週間以内とする。

４　既習得単位認定に関わる審査は、教務会議で行い学校長が認定する。

５　単位を認定した科目は学籍簿に「認定」と記録し本人に通知する。

（単位の授与）

第８条　学則第２２条の規定により、授業科目を履修し、その試験又は実習に合格した者には、所定の単位を与える。

２　単位が認定されなかった科目については、次年度以降に当該科目を履修し、単位の認定を受けることができる。

３　前項の規定により、認定されなかった科目を履修しようとする者は、学校長に履修願を提出し承認を受けなければならない。

４　単位修得済みの科目について、聴講を希望する者は、科目担当講師の承認を得た後、学校長に聴講願いを提出し、許可を受けなければならない。

（卒業の認定）

第９条　学則第５条に規定する修業期間以上在学し、かつ第１６条に規定する授業科目の全ての単位を修得した者について卒業の認定を行う。

２　卒業の認定は、学校長の主催する認定会議で行う。

附　　則

この規程は、平成　３年４月１日より施行する。
この規程は、平成　９年４月１日より施行する。
この規程は、平成１１年１月１日より施行する。
この規程は、平成１６年４月１日より施行する。
この規程は、平成１９年４月１日より施行する。
この規程は、平成２１年４月１日より施行する。
この規程は、平成２２年４月１日より施行する。
この規程は、平成２３年４月１日より施行する。
この規程は、平成２４年４月１日より施行する。
この規程は、平成２６年４月１日より施行する。
この規程は、平成２７年４月１日より施行する。
この規程は、平成３０年４月１日より施行する。
この規程は、平成３１年４月１日より施行する。
この規程は、令和　２年４月１日より施行する。